

# 尾鷲市指定ごみ袋製造運搬業務委託

## 特記仕様書

尾鷲市

# 尾鷲市指定ごみ袋製造運搬業務委託特記仕様書

1. 件名 尾鷲市指定ごみ袋製造運搬業務委託
2. 業務目的 本業務委託は、尾鷲市指定の規格に基づいた指定ごみ袋の製造から指定保管場所への運搬と荷降ろしを含めた納品等の業務を行う。
3. 業務内容

## (1) 製造

- ① 本業務の受託者は、製造する指定ごみ袋の製品としての品質について、全責任を負うものとする。
- ② 指定ごみ袋は国内外生産を問わないものとする。
- ③ -1 指定ごみ袋の規格【45リットル袋】
  - ア 低密度ポリエチレンを原料とする。(炭酸カルシウムや環境に悪影響を及ぼすおそれのある物質は使用しないこと)
  - イ 原材料は、新規材料(バージン材料)を使用すること。  
※新規材料であることを証明できるものを提出すること。  
※再生原料の使用は不可とする。
  - ※日本工業規格「包装用ポリエチレンフィルム」(以下「JIS Z1702-1994」という)の規定とする。
  - ウ 形状 平袋型  
※日本工業規格「ポリエチレンフィルム製袋」(以下「JIS Z1711-1994」という。)の規定4の表1の種類「平袋」構造「平袋」形状「方形」とする。
  - エ 袋の色 黄色 DIC-85(同等色も可とする)
  - オ 袋の文字色 紺色 DIC-184(同等色も可とする)
  - カ 袋の文字デザイン デザイン等は、市と協議のうえ決定する。(現行指定ごみ袋の文字デザインを基本とし、イメージ図を参照すること。)
  - キ 厚さ 0.04mm以上とする。(JIS規格の厚さの差の許容範囲は適用しないものとする)
  - ク 袋の寸法 本市の希望する袋の寸法は、縦800mm × 横650mmとする。  
また、メーカー保有の金型等にあわせ、内容量45リットルで、大きく形の変わらない範囲のものであれば可能とする。  
※ただし、上記の寸法を希望するが、内容量が45リットルの容量があれば、協議の上寸法の変更を行うことができるものとする。
  - ケ 強度  
関連する日本工業規格(JIS規格)に準拠すること。  
「包装用ポリエチレンフィルム JIS Z1702-1994の規定2の表1の1種B」  
※衝撃試験「規定3の表2及び規定7.6」は除くものとする。  
「ポリエチレンフィルム製袋 JIS Z1711-1994」
  - コ 指定ごみ袋製造に関する指定事項
    - (ア) 入札金額には、指定ごみ袋のデザイン費用、金型製作費用、運搬費用等の指定ごみ袋製造にかかる全ての費用を含むものとする。
  - サ 指定ごみ袋における品質
    - (ア) 外観は均質で、異物の混入やピンホールなど使用上重大な欠陥がないこと。
    - (イ) 形状は均等で、切断部など仕上げが良質なこと。
    - (ウ) 指定ごみ袋は、ごみ袋として十分な強度を保持し、ごみ出し時や収集作業時に支障のない強度であること。
    - (エ) 指定ごみ袋の品質および性能は、日本工業規格(JIS Z1702-1994 及び Z1711-1994)に基づき試験を実施(衝撃試験を除く)し、指定の性能以上であること。また厚みも指定値以上とする。
  - シ 検査
    - (ア) 事前検査

事前検査とは、本格的な製造開始前に本市が指示した事項及び協議のうえ決定した事項に適合していることを確認するために実施する。

(イ)サンプル品の提出

- a 本市の指示した事項並びに協議の上決定した事項に適合している指定ごみ袋を本製造に入る前に確認を受けること。
- b 指定ごみ袋は外装袋に詰めた状態での確認を受けること。
- c 納品前に自主検査を実施し、尾鷲市が指定した規格に適合しているか確認すること。  
(結果報告書を市に提出すること。)

(ウ)納品検査

一括納品の場合はランダムに6箱抽出し、各箱50セットの外装袋の外観検査及び50セット内1セット10枚の中から1枚を抽出し外観検査を実施する。

分割納品の場合は、前期にランダムに3箱抽出し各箱50セットの外装袋の外観検査及び50セット内1セット10枚の中から1枚を抽出し外観検査を実施する。後期も同じとする。

一括・分割納品共に上記の方法により、1箱に50セット入り、1セットに10枚入りの状態確認検査を行うこととする。

ス 印刷

(ア)表示に使用するインクは、焼却時に環境を汚染する物質カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものを使用すること。

(イ)コロナ処理等を行うなどとし、文字等が容易に落ちないように印刷処理をすること。

③-2 指定ごみ袋の規格【30リットル袋】【15リットル袋】【10リットル袋】各種

ア 高密度ポリエチレンを主な原料とし、高密度ポリエチレン80%と低密度ポリエチレン20%を混ぜ合わせたものとする。(炭酸カルシウムや環境に悪影響を及ぼすおそれのある物質は使用しないこと)

イ 原材料は、新規材料(バージン材料)を使用すること。

※新規材料であることを証明できるものを提出すること。

※再生原料の使用は不可とする。

※JIS Z1702-1994の規定とする。

ウ 形状 U形袋(ガゼット・ベロ付)

※JIS Z1711-1994の規定4の図1のU形袋(2)を準用のこと。

エ 袋の色 黄色 DIC-85(同等色も可とする)

オ 袋の文字色 紺色 DIC-184(同等色も可とする)

カ 袋の文字デザイン デザイン等は、市と協議のうえ決定する。(現行指定ごみ袋の文字デザインを基本とし、イメージ図を参照すること。)

キ 厚さ 0.03mm以上とする。(JIS規格の厚さの差の許容範囲は適用しないものとする)

ク 袋の寸法 本市の希望する袋の寸法は、別紙1「尾鷲市指定ごみ袋寸法」とする。

また、メーカー保有の金型等にあわせ、内容量30リットル、15リットル、10リットルで、大きく形の変わらない範囲のものであれば可能とする。

※ただし、上記の寸法を希望するが、内容量が30リットル、15リットル、10リットルの容量があれば、協議の上寸法の変更を行うことができるものとする。

ケ 強度

関連する日本工業規格(JIS規格)に準拠すること。

「包装用ポリエチレンフィルム JIS Z1702-1994の規定2の表1の2種B」

※衝撃試験「規定3の表2及び規定7.6」は除くものとする。

「ポリエチレンフィルム製袋 JIS Z1711-1994」

コ 指定ごみ袋製造に関する指定事項

(ア)入札金額には、指定ごみ袋のデザイン費用、金型製作費用、運搬費用等の指定ごみ袋製造にかかる全ての費用を含むものとする。

サ 指定ごみ袋における品質

(ア)外観は均質で、異物の混入やピンホールなど使用上重大な欠陥がないこと。

- (イ) 形状は均等で、切断部など仕上げが良質なこと。
- (ウ) 指定ごみ袋は、ごみ袋として十分な強度を保持し、ごみ出し時や収集作業時に支障のない強度であること。
- (エ) 指定ごみ袋の品質および性能は、日本工業規格(JISZ1702-1994 及び Z1711-1994)に基づき試験を実施(衝撃試験を除く)し、指定の性能以上であること。また厚みも指定値以上とする。

シ 検査

(ア) 事前検査

事前検査とは、本格的な製造開始前に本市が指示した事項及び協議のうえ決定した事項に適合していることを確認するために実施する。

(イ) サンプル品の提出

a 本市の指示した事項並びに協議の上決定した事項に適合している指定ごみ袋を本製造に入る前に確認を受けること。

b 指定ごみ袋は外装袋に詰めた状態での確認を受けること。

c 納品前に自主検査を実施し、尾鷲市が指定した規格に適合しているか確認すること。

(結果報告書を市に提出すること。)

(ウ) 納品検査

一括納品の場合はランダムに6箱抽出し、各箱50セットの外装袋の外観検査及び50セット内1セット10枚の中から1枚を抽出し外観検査を実施する。

分割納品の場合は、前期にランダムに3箱抽出し各箱50セットの外装袋の外観検査及び50セット内1セット10枚の中から1枚を抽出し外観検査を実施する。後期も同じとする。

一括・分割納品共に上記の方法により、1箱に50セット入り、1セットに10枚入りの状態確認検査を行うこととする。

ス 印刷

(ア) 表示に使用するインクは、焼却時に環境を汚染する物質カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものを使用すること。

(イ) コロナ処理等を行うなどとし、文字等が容易に落ちないように印刷処理をすること。

④ 外装袋の規格

ア 形状 指定ごみ袋10枚を外装袋1枚に入れ1セットとする。

指定ごみ袋を外装袋から無理なく1枚ずつ取り出せるよう、外装袋上部に半月状のミシン目を入れ取り出し口を設け、空気抜きのための穴も上部に設けること。

イ 材質 ポリエチレン製とする。(指定ごみ袋と同じ材質も可とする)

(炭酸カルシウムや環境に悪影響を及ぼすおそれのある物質は使用しないこと)

ウ 外装袋の色 透明(袋の中身が識別できる視認度とする)

エ 外装袋の文字色 紺色 DIC-184(同等色も可とする)

オ 外装袋の文字デザイン デザイン等は、市と協議のうえ決定する。(現行指定ごみ袋の文字デザインを基本とし、イメージ図を参照すること。)

カ バーコードを取得し印刷すること。45リットル袋用30リットル袋用及び、15リットル袋用10リットル袋用(取得費用は受託者負担とする。)

バーコードの色は、紺色DIC-184(同等色も可とする)

キ プラスチック製容器包装識別表示(プラマーク)を印刷すること。

ク 印刷

(ア) 表示に使用するインクは、焼却時に環境を汚染する物質カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものを使用すること。

(イ) コロナ処理等を行うなどとし、文字等が容易に落ちないように印刷処理をすること。

(ウ) 家庭用品質表示法に基づく表示をすること。

(エ) 製造物責任法の警告や取扱上の注意を表示すること。

⑤ 梱包箱

- ア 外装袋に入れた1セットを50セット1箱で、梱包する。
- イ 印刷は梱包箱の側面に品名・数量・原産国表示、また各々に45リットル袋、30リットル袋、15リットル袋、10リットル袋であることを印刷すること。
- ウ 梱包に際し、一番上の外袋は箱を開梱するときにガムテープに触れて外袋が損傷しない対応を行うこと。
- エ 印刷
  - (ア)表示に使用するインクは、焼却時に環境を汚染する物質カドミウム、鉛、水銀、ヒ素、クロム等の有害な重金属及び塩素化芳香族炭化水素等のハロゲン化合物を含まないものを使用すること。
  - (イ)コロナ処理等を行うなどとし、文字等が容易に落ちないように印刷処理をすること。
  - (ウ)梱包箱への印字は紺色DIC-184(同等色も可とする)とすること。
- オ バーコードを印刷すること。
  - (ア)バーコードの色は、紺色DIC-184(同等色も可とする)

⑥ 計画数量

- ア 45リットル袋 : 385,000 枚 ( 770 箱 )
- 30リットル袋 : 330,000 枚 ( 660 箱 )
- 15リットル袋 : 195,000 枚 ( 390 箱 )
- 10リットル袋 : 65,000 枚 ( 130 箱 )

※ ただし、上記枚数には、サンプル分や不良品交換分は含まない。

イ 納品について(1回目)

- 45リットル袋 : 192,500 枚 ( 385 箱 )以上
- 30リットル袋 : 165,000 枚 ( 330 箱 )以上
- 15リットル袋 : 97,500 枚 ( 195 箱 )以上
- 10リットル袋 : 32,500 枚 ( 65 箱 )以上

※ 令和8年6月1日(月)～7月31日(金)までに(全数納品も可能とする)

残りは、令和8年8月28日(金)までに納品すること。

⑦ 納品場所:本市の指定する指定ごみ袋保管場所(尾鷲市内)

⑧ 納品時の手続き

- ア 納品については、本市及び本市が指定する保管配達業務受託者と納品日及び納品する倉庫、納品数量等について事前に十分協議のうえ調整するものとする。
  - イ 納品は本市が指定した納品場所において、コンテナからのデバニングを含めた荷降ろしまでの作業を行うものとし、人員を手配の上、本市の指示に従い速やかに行うこと。  
また、パレットごとの納品も可とするが、その場合はサイズごとに仕分けし、荷崩れが起こらないように対策を講じること。なお、パレットの返却時期については別途市が指示し、返却にかかる一切の経費は受託者の負担とする。
  - ウ 納品時に荷崩れ等によって梱包箱や指定ごみ袋が破損した場合は、速やかに良品と無償交換すること。
  - エ 納品後のトラブルを回避するため、納品ごとに納品月日、納品数量を記載した受領書を作成し、納品時に本市が指定する保管配達業務受託者の受領印を徴し、その写しを本市に提出すること。
  - オ その他納品に関しての不明な点等については、本市と協議を行い、最終的には本市の指示に従うこと。
- ⑨ その他 上記に定めない事項については、協議して決めるものとする。

(2)現地調査の実施

- ① 本市指定ごみ袋の製造工程の確認については、現地調査を実施する場合がある。  
なお、本業務の受託者は、指定ごみ袋の製造について報告書を作成のうえ、市に提出すること。

(3)報告業務

- ① 納入数量等を報告すること。
- ② 製造過程(開始・中間・最終時点)に、おける工程を記録すること。
- ③ その他、本市が必要と認める書類を提出すること。

#### (4) 不良品への対応

- ① 不良品の交換については、受託者の費用負担によって対応すること。
- ② 製造工程での不具合による不良品が判明した場合は、受託者の費用負担および責任において全品良品と交換すること。
- ④ 契約期間終了後も、同様に行うこと。
- ⑤ 不良品の追跡調査
  - ア 指定ごみ袋 適当な位置に、ロット番号等追跡調査ができる印を印字すること。
  - イ 外装袋 適当な位置に、ロット番号等追跡調査ができる印を印字すること。
  - ウ 梱包箱 側面に、ロット番号等追跡調査ができる印と製造日を印字すること。
- ⑥ 納品後、市民及び取扱店から指定ごみ袋についてクレーム等があった場合は全て受託者にて誠意をもって対応し、クレーム品を直接回収、代替交換すること。  
また、クレームが多数(概ね10回以上)発生した場合は、市と協議のうえ在庫分(取扱店の在庫も含む)について全てを回収し全数検査を実施すること。  
なお、クレーム内容を記録し、それぞれ市に報告書として提出すること。

4. 業務委託期間 契約日 から 令和8年8月28日(金)までとする。

5. 積算内訳書の提出 落札した業者は、納品するまでに、製造する指定ごみ袋各種の製造単価(デザイン費用、金型製作費用、運搬費用等の指定ごみ袋製造にかかる全ての経費を含む)の内訳を提出すること。

#### 6. その他

##### (1) 損害賠償

- ① 業務の履行に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む)は、受託者の負担とする。ただしその損害のうち本市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、本市が負担する。
- ② 前項の損害が天災等特別の事情によるものである場合、受託者の負担は本市と協議のうえ決定する。

##### (2) 情報管理、秘密保持、個人情報

- ① 受託者は、指定ごみ袋取扱店の情報をはじめとして、業務上知り得た情報は、業務を行うこと以外の目的に使用してはならない。
- ② 受託者は、業務上知り得た情報を一切他に漏らしてはならない。また、当該契約期間終了後も同様とする。
- ③ 指定ごみ袋取扱店に関する情報は、個人情報に当たる場合があるので、厳重に管理すること。

##### (3) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じ本市と、受託者が互いに協議して定めるものとする。

## 暴力団等不当介入に関する特記仕様書

尾鷲市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第7条第1項の規定により、受注者は、本市と締結した契約等の履行に際して、受注者又は下請負人等が暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

- (1) 受注者は暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により所管の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団等により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。